

令和4年壱岐市議会定例会1月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（1月12日 水曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
開 会（開議）	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
審議期間の決定	5
発言の申し出（市長の報告）	5
議案の審議（説明、質疑）	
報告第1号 令和2年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	7
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第1号 壱岐市保育所条例の一部改正について	9
議案第2号 壱岐市児童館条例の廃止について	13
議案第3号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）	19
散 会	26

壱岐市告示第1号

令和4年壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年1月5日

壱岐市長 白川 博一

- 1 期 日 令和4年1月12日（水）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会1月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	1月12日	水	本会議 (10:00~)	○開会 ○会期の決定 ○議案の上程、説明 ○議案審議 ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○審議期間の決定

令和4年壱岐市議会定例会1月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第1号	令和2年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (1/12)
議案第1号	壱岐市保育所条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (1/12)
議案第2号	壱岐市児童館条例の廃止について	省 略	原案のとおり可決 (1/12)
議案第3号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）	省 略	原案のとおり可決 (1/12)

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年1月12日 午前10時00分開会 (開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	15番 土谷 勇二 1番 森 俊介
日程第2	会期の決定	351日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日間 決定
日程第4	報告第1号 令和2年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	総務部長説明、質疑あり、報告済
日程第5	議案第1号 壱岐市保育所条例の一部改正について	市民部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第6	議案第2号 壱岐市児童館条例の廃止について	市民部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第7	議案第3号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第13号)	財政課長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開会

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。令和4年も、壱岐市及び壱岐市民皆様にとって実り多き年になるように、議員一同頑張っております。議会に対しまして、市民皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧お願いいたします。

ただいまから、令和4年壱岐市議会定例会を開会します。

これより1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。1月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、土谷勇二議員、1番、森俊介議員を指名いたし

ます。

日程第2. 会期の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月28日までの351日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月28日までの351日間と決定いたしました。

日程第3. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。1月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川博一市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

市民皆様、議員各位におかれましては、お健やかに輝かしい新年をお迎になられたことと、お喜びを申し上げます。本年も、議員各位、そして、市民皆様の御理解、御協力を賜りながら、全力で市政運営に当たってまいり所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、コロナ禍以前は、例年開催しておりました壱岐の島新春マラソン大会については、感染拡大防止の観点から、残念ながら2年連続中止となったところではありますが、1月6日に消防出初め式、9日には成人式を執り行い、新年の幕開けを飾る大きな行事を市民皆様をはじめ、関係皆様の御理解と御協力により、滞りなく開催することができました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、本市において一昨日、1月10日に市内109例目、昨日110例目となる計2名の新型コロナウイルス感染者が確認されました。国内では、昨日、全国で6,378人もの感染者が確認されたところであり、沖縄県をはじめ山口県

及び広島県にまん延防止等重点措置が発令されております。

変異株オミクロン株の感染急拡大を受け、全国知事会は、明らかにこれは第6波だと強調し、強い危機感を示すとともに、政府に対し知事の要請に応じて緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を機動的に発出すること、並びにワクチン追加接種の推進、検査体制の整備を要請いたしました。

長崎県におきましては、1月6日の知事記者会見において、オミクロン株の広がりが見られることから、県下の感染段階をレベル1に引き上げ、県下全域に注意報が発令されました。同時に、感染不安を感じる無症状の県民皆様に対し、無料検査の受検を要請されたところであり、本市におきましては、1月7日から1月31日まで、壱岐振興局第2別館ほか1か所で受検することができますので、特に県外との往来をされた方、普段合わない県外の方と食事をしたり長時間過ごしたりした方は、積極的に受検されますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症はいまだ猛威を振るっており、いどこで感染するかもしれません。感染拡大を抑えるためには、皆様お一人お一人の御理解と適切な行動が大切です。市民皆様には、引き続きマスクの着用、手指消毒、密の回避、定期的な換気など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

一方で、長引く新型コロナウイルス感染症により、市内経済は依然として影響を受けていると認識をいたしております。そのような中、感染防止策を講じつつ経済を維持するための制度として、長崎県ではワクチン検査パッケージ制度の募集が開始されました。これは、感染拡大傾向時に、長崎県が営業時間短縮及び酒類提供の制限をかけた場合でも、第三者認証制度登録済みの店舗であれば、制限が緩和されるというものであります。登録済みの店舗を御利用される場合においては、入店時にワクチン接種証明または陰性証明の確認ができれば、人数制限及び酒類提供の制限が緩和されるものであります。

なお、人数制限及び酒類提供等の行動制限がかけられていない際は、証明書等の提示が必須ではないことを申し添えます。

第三者認証制度及びワクチン検査パッケージ制度は、感染防止策を講じつつ経済を維持するための制度でございますので、対象となられる事業者は、ぜひこの機会に認証登録を行っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、1月1日にイルカパークのイルカ「はじめ」が死亡いたしました。はじめは、平成29年3月にイルカパークに来て、推定年齢は7歳であります。死因等については現在検査中ですが、肝機能に異常が見られ、顧問獣医師、スタッフ、トレーナーにより懸命な治療を続けておりました。「はじめ」の死亡は大変残念であります。引き続きイルカパークの充実に向け努めてまいります。

さて、本日提出しております案件は、壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告1件、条例の改廃に係る案件2件、予算案件1件であります。御審議賜り、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、市政運営に誠心誠意取り組み、議員各位そして市民皆様とともに壱岐市経済浮揚のための活性化策をはじめ、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に際しての御挨拶とさせていただきます。皆様、本年もどうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 報告第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、報告第1号を議題とします。

本件について報告を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の報告並びに議案の説明につきましては、担当部長及び課長にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。報告第1号について御説明をいたします。

令和2年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、本市が資本金等の4分の1以上2分の1未満の出資をしている法人等で、市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条に規定する法人において行うものでございます。昨年11月29日に定期株主総会が開催されましたので、これを受けて報告するものでございます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社への出資比率は25.5%でございます。

令和2年度の経営状況報告でございますが、1ページから5ページは、事業経過報告書でございます。

6ページ、令和2年度発電事業実績表をお開きください。表のほうの拡大をお願をいたします。

表の上段が月ごとの集計値、下段が1日当たりの平均値となっております。

稼働状況についてですが、定期的な点検等による稼働停止以外は、今期は大きな事故等もなく、順調に稼働している状況でございます。1月に落雷による温度センサーの破損がありましたが、迅速な処理対応がなされ、運転への大きな影響はございませんでした。

売電金額の列をご覧ください。売電金額は、合計1億2,383万9,118円となっております。昨年度が9,253万4,552円ですので、3,000万円程度増加しておりますが、昨年度は落雷事故により2か月程度風車が稼働しておりませんでしたので、その分結果的に大幅な増加となっております。

次に、7ページから決算報告でございます。

8ページは、監査報告書でございます。

9ページをお開きください。貸借対照表をお願いします。

資産の部、流動資産は5,130万4,659円、固定資産は5億5,184万4,628円、繰延資産は351万6,707円で、資産の部合計が6億666万5,994円でございます。

次に負債の部、負債の部合計は6億679万8,257円。

次に純資産の部、合計はマイナス13万2,263円でございます。

なお、繰越利益剰余金は、マイナスの2,013万2,263円でございます。

負債及び純資産の部の合計は、6億666万5,994円でございます。

続きまして、10ページをお開き願います。損益計算書でございます。

売上高は1億2,383万9,118円でございます。売上原価は1億219万1,627円で、11ページに内訳を記載しております。

売上総利益は2,164万7,491円になりますが、そこから販売費及び一般管理費の1,470万4,614円を差し引くと、営業利益は694万2,877円となります。

営業外収支を含めた経常利益は、118万177円で、税引き後の当期純損失額は30万2,423円となっております。

12ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。

当期末の純資産の部合計は、マイナスの13万2,263円となっております。

以上で、報告第1号令和2年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 10ページの損益計算書のところで報告がありましたように、当期純損失額が30万2,423円という報告でありました。そして、なおかつ12ページの株式

資本等変動計算書のところでも、1番、当期末残高で利益剰余金が、マイナスの13万2,263円というふうに、マイナスの計上があるんですが、このようなマイナス、年度のマイナスで、正常な会社経営になっているという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

当期純損失等が出ておるということで、正常な会社経営が行われているかということの質問でございますけども、今回、この風車につきましては、平成31年4月にリニューアルをいたしました。そして、この売電等を含めまして、先ほど申し上げましたように、計画的には3年目、令和2年の10月から令和4年の9月末で、3年目で黒字化するという計画をしております。現在、売電金額につきましても、計画どおり推移をしておりますので、問題はないというところで考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、12ページのところで、変動計算書のところを見ますと、資本金が2,000万円ということですが、利益剰余金がマイナス、マイナスでずっと積み重なってきていると、全体で剰余金がマイナスの2,013万2,263円というふうになっているというふうに読み取れるんですが、これを見ると、純損益がマイナスで重なってきてここまで利益剰余金が増えているのではないかなというふうに読み取れるんですが、それは違うのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

先ほど御説明しましたように、リニューアルをして、減価償却費等が現在発生をしておるところでございます。年次ごとに減価償却が減少してきますので、今後、経常的にはその分バランスが取れてくるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このマイナス2,013万2,263円のマイナス分についても、近いうちに解消できるという見通しがあるということによろしいわけですね。分かりました。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第5、議案第1号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 皆さん、おはようございます。本年もよろしくお願いいいたします。

議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号壱岐市保育所条例の一部改正について。壱岐市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、令和4年3月31日をもって壱岐市立筒城保育所を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市保育所条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の1ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、第2条に規定されております施設の名称及び位置から、「壱岐市立筒城保育所 壱岐市石田町筒城西触144番地7」の部分を削るものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

筒城保育所の閉所につきましては、平成26年に提言を頂きました子ども・子育て会議の壱岐市公立幼稚園及び保育所運営の在り方についての答申を尊重し、筒城保育所の統合を見込んで幼保連携型の石田こども園を設置したことに伴うものでございまして、これまで保護者会等の皆様と幾度も意見交換等を重ねてまいりました。その中で、御意見や御要望に一つ一つ対応し、御理解をいただいたものでございます。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 地域から長年親しまれた保育所がなくなるというのは、地域の方にとっては大変寂しいことであり、それから、子育て中の若いお母さん方にとっては、子育てで新たな課題が出るというふうに考えるわけですが、この間、筒城地域のお母さん方との懇談を多くやられてきたということですが、出された不安がどのようなものであり、それを解消するに至る状況、とりわけ認可こども園ができて、お母さんたちの心配が解消されるというふうになったのかどうか、その辺りの経過含めてお願いいいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

筒城保育所の保護者会等との説明会また意見交換等の経緯ということでございますけれども、

説明に当たりましては、まず、石田こども園を設置する際から、皆様、保護者会等に御説明に行き、統合と同時にまずは筒城保育所を閉所して、石田こども園に統合したいというお話から始めたところでございますけれども、当初は地域が寂れるとか、子供たちの保育所への通園が遠くなるとか、様々な地域性のことについて御意見がございました。

そういう中で、市としても子供たちのことを第一義に考えて、園児が減少している中で、集団の中での子供の発達を考えていただいて、子供たちを第一義に考えていただいて進めていこうということで話を進めてまいりました。

しかし、統合が石田こども園と同時というのはあまりに性急だということで、意見交換を、まずは統合の期日を白紙に戻しまして、統合に向けて一緒にまずは問題点等を検討していこうということで、意見交換会を繰り返したところがございます。

そういう中で出ました御意見等が、石田こども園と統合した場合、その周辺の交通環境が非常に悪いということで、駐車場の整備とか、カーブミラーの設置とか、一方通行したらどうかとかいう様々な御意見を頂きました。また、統合に伴って、筒城保育所の園児がそのまま石田こども園のほうに入所できるのかという御不安等もございました。一つ一つそれらの御意見、御要望に対して対応してきたところがございます。

駐車場の整備も、ある程度今いたしております。カーブミラーの設置等も、御要望にお応えしてやってきております。それから、一方通行の協力依頼等も、市のほうから周辺の方々にお渡し、周知のチラシ等を回覧いたしまして、実施をいたしております。

また、統合に伴う優先入所につきましては、県内とか全国のそういう対応について調査をいたしましたところ、入所判定において優遇項目を設けて優先入所させているような保育所等もございましたので、市のほうとしても優遇項目を追加して、優先して入所していただけるように実施をしたところがございます。

そのように、様々な対応また説明をしてまいりまして、御理解を得たところがございます。

また、廃止、閉所が決まった後も、閉園行事の開催をしていただきたいとか、調理室の改修等の要望もございましたので、そういう行事の開催、また、そういう施設整備等についても御要望にお応えしてやってきているところがございます。

そのような状況で、御理解をいただいていたところがございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） とりわけ園の交通状況が悪いとかいうのはあるでしょうけども、実際に若い子育て中のお母さんが、やっぱり朝送って行って、帰り迎えに行くという、そういう働きながら子育てすることでの悩みが出されたと思うんですけども、それはもうしょうがないという対応であるわけですか、市としては。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 送り迎えの件についてでございますけれども、その辺については、市のほうからも送迎バスを考えることも御提案をいたしたところでございますけれども、保護者の皆様方から、ある程度近いということもありますし、通勤途中に送れるということで、その提案については要らないというようなお話を頂いて、その対応はいたしておりません。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） この筒城保育所の条例改正案に反対の立場から討論いたします。

壱岐市は、子ども・子育て支援事業計画、そして第3次壱岐市総合計画等策定をしております。その中に、子育ての分野で結婚、出産、子育て、教育の希望がかなう協働の子育て環境をつくる、こう強調しております。質の高い教育をみんなにということ、それから、仕事と子育ての両立を社会全体で支えると、このように述べております。そして、様々な取組やサービスの充実を推進するというふうに行っているわけでありまして。

とりわけ壱岐の現状、人口減少、少子高齢化、これをどう食い止めていくか。これは、人口減少は、自然減少ではないと思います。政治の反映による人口減少をつくり出されている。逆に言えば、政治の力で人口減少を食い止めていく、そのことも可能であると考えます。とりわけ地域に豊かな子育て環境をしっかりと残していくことこそ、今求められているのではないかと考えます。

子育て世帯の就労支援をすること、保育所、幼稚園への費用の負担の軽減、仕事と子育て、両立がしやすい環境づくりなど、行政がしっかりと支えることで、人口減少を食い止めながら地域を支えていくことができると考えます。安心して子育てできる環境、これを第一に行政がしっかりと取り組む、そのことが今必要であり、保育所を統廃合する、この流れをしっかりと止めて子育て環境を充実する、人口減少を止めていく、そのための施策をしっかりとやっていくことが、今、市政に求められていることだと考えます。

そういう意味で、まず、この筒城保育所の廃止から始まる保育所の削減はやめるべきだと、そ

の立場から条例に反対をいたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、議案第2号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号壱岐市児童館条例の廃止について。壱岐市児童館条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、令和4年3月31日をもって壱岐市芦辺町八幡児童館を閉館するため、この条例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市児童館条例を廃止する条例でございます。施行期日は、令和4年4月1日でございます。

本施設は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、遊びを通して子供たちを健康で心豊かに育てていくため、また、赤ちゃんからお年寄りまで多くの人が集う触れ合いの場として昭和40年に設置され、今日までその役目を果たしてまいりましたが、人口減少、少子高齢化等による利用者の減少と、建設後57年が経過し、躯体に亀裂が見られるなど、施設の著しい老朽化、また、施設に接続する水道管の漏水などにより、施設の安全、安心な維持運営が困難となりましたので、今年度をもって閉館することに至ったものでございます。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、議案第2号壱岐市児童館条例の廃止について、質疑を2点ほどお伺いします。

若干、市民部長のほうからも御説明がありましたけども、本年度の3月31日をもって壱岐市芦辺町の八幡児童館が廃止をされます。この八幡児童館は、御説明でもありましたとおり、昭和40年に健全な遊びを通して児童の福祉向上を図るため、児童福祉法の規定に基づき設置をされ、これまで多くの子供たちをはじめ、保護者、高齢者、地域の方々などが利用し、年齢を超えた触れ合いや健全な遊びを通して、子供たちの健全育成の役割を担ってきております。

また、この施設は、八幡地域の高台に位置し、壱岐市の災害時避難場所として、過去には指定をされておりました。

今回の廃止に伴い、八幡まちづくり協議会では、地域の子供たちの健全育成や世代間交流の拠点施設として、また、地域住民の身体・生命を守る避難施設としてのこれまでの役割を維持しつつ、また、地域の活性化に向けた新たな活動の拠点施設として、今後の八幡児童館の在り方について、現在協議を始めております。

廃止後の児童館の管理及び活用については、まちづくり協議会への移譲も含めどのように考えているのか、また、この廃止後の管理についてはこども家庭課が継続して行うのかお尋ねをいたします。

2点目が、説明でもありましたとおり、現在、児童館への水道管の漏水等が原因で、水道、トイレの水が使用できないような状況になっております。そのため、応急的にポリタンクに水をため、対応しておりますけども、現在、コロナ禍の中、廃止までの間も含め、手洗い等十分にできているのか不安であります。

現状のまま水道が使えないと、今後の児童館を利活用するにしてもできません、今後の計画に合わせて、今後の水道の復旧の計画についてどのようになっているかお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の用途廃止後の管理及び活用に関する御質問でございます。

当初、用途廃止後の施設につきましては、解体、更地化を原則としながらも、地元の利活用も検討することを所管部署としては考えておりました。

しかし、八幡児童館は昭和40年に開設され、築57年が経過しており、昨年の台風被害による屋根の修復を行った際、経年劣化により躯体に亀裂が散見されるとの報告を受けるなど、著しい老朽化が見られ、今後、長期に利用することは困難であること、さらに施設に接続する水道管に漏水があると思われ、議員御指摘のとおり、現在、水道水が利用できない状況にあること、また、施設を地元が無償譲渡した場合、維持管理や最終的な解体等、相当の御負担を強いることが考えられることなどを勘案いたしまして、市としましては、施設を活用することは困難と判断し、本施設については、用途廃止後早期に解体を進めたいと考えております。

2点目の水道復旧計画でございますが、市の方針としては、施設は解体することといたしましたので、水道の復旧は行わず、3月末閉館までの水の供給については、各保育所が保管しております災害備蓄用飲料水で保管期限を過ぎたものを活用し、手洗いやトイレ処理用に限定して利用することで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回の児童館の廃止に伴いまして、かなり老朽化がしております、大変危険な状況であるということで、解体そして更地化ということでありました。

実は、去年の3月ですか、老岐市公共施設個別計画によりますと、児童館は維持ということになっておりました。ただ、かなり老朽化をしているということと、昨年台風9号、10号によりまして、屋根から雨漏りがしてかなり傷んでいたというのもありましたけども、その折、多分この計画に沿って維持ということで、700万円のお金をかけて屋根と天井の改修をしております。

今回、市長の判断によりまして解体ということになったんだろうと思いますけども、昨年の秋におきまして、地域の皆さんにこの児童館の予定について、廃止されますよということで、白川市長名で出されまして、その後、一番文末には、地元住民皆さんに有効活用していただきたいということで、担当課のほうも、先ほど部長が言われたように、まちづくり協議会と今後協議を進める予定にはしておりました。

しかし、今回、予想以上にかなり老朽化をしているということで、解体ということが出ましたけども、状況が変わったら、やはり早急に地域には説明が必要だったんじゃないかなろうかと、そのように思いますし、かねてより白川市長は、地域の課題解決のためにまちづくり協議会を設置をして、その中でそういった公共施設がある場合には利活用も含め協議をしていただきたいと。我々地域のまちづくり協議会においても、なかなか公共施設がないもんですから、少ない中にある地域の期待や思いがこもっていたわけです、この児童館の利活用について。今回、年を明けたら解体をするよということで、今、担当部長が言われました。そういった地域の思いを踏みにじるような、今回、これがいい例だったんじゃないかなと思うんです。これで利活用して地域が活性化していくと、自分たちもやればできるというような思いを持ってしていたんです。

がしかし、今日の答弁では解体というような御答弁を頂きました。そういう地域の皆さんの思いを受けて、ぜひ、白川市長も答弁をいただきたいと思います。答弁をよろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、鵜瀬議員おっしゃるように、この児童館については、地域の子供たちを中心とした、そういった子供たち、育成の拠点であるということで、十分理解をしております。

した。今回については、正直申し上げて苦渋の決断でございます。

と申しますのも、先ほど部長が申しましたように、以前は、台風が来る前は、使えるんじゃないかということでございました。実際、台風9号、10号の結果、雨漏りを修理していた。そうすると、躯体にもう予想以上の老朽化が見られたということで、どうするかということになったわけです。そしてまた、あそこに、もう御存知と思いますけれども、水道の配管が民地を長く通っておりまして、その水道管を修理するというにも多額の費用がかかる。そういったことも含めまして、今回、やはりこれについてはもう解体をせざるを得ないという判断をしたところであります。

そういった中で、先ほど来議員がおっしゃるように、それに対する、じゃあ今からまちづくり協議会が計画をしていた利活用については、今後そういったものの代替施設があるか、あるいはどういうふうにするかということは、ぜひ、まちづくり協議会と市のほうで協議をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、先ほどおっしゃいますように、継続としていたものを解体というふうの方針が変わったということについて、すぐ地元はそのことを降ろさなかったということは、事務の懈怠でございまして、おわびを申し上げます。

今後、これについても、先ほど申し上げますように、八幡地区のまちづくり協議会、モデル的な今活動をしていただいております。そういった中で、そのやる気の腰を折るようなことを市がしては、とてもとてもそれはもう期待に応えることにならないわけでございますので、そういったことについては、じゃあ八幡児童館でこういうことをしたいと思っていたということについては、他の施設の活用も含めて協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。白川市長の言葉によりますと、八幡まちづくり協議会の今後の活動についても、市と連携をしてバックアップをしていくというような御回答を頂いたわけでございます。

ただ、解体した後の遊休地の活用については、やっぱり市の今後の在り方についても、例えば競売にかけて払下げするにしても、水道がないとそういった活用はできないような状況もありますので、今後、水道水の回復については十分、こども家庭課になるのか管財課なのか分かりませんが、検討いただいて、必要なときは、ぜひ設置を早急にしていただくと。

また、今回は八幡児童館が個別化計画で急に変わったわけですが、今後も壱岐島内にいろんなこういった公共施設があるわけでございます。この個別化計画も10年の計画で、曖昧な計画になっておりますので、それぞれの施設においても、かなり老朽化等々危険箇所もあるようで

ございますので、担当課におかれましては十分把握をして、そういう状況が変わった場合は、地域を含め、また市民の皆さんにそういった情報をお渡しして、協議をしていくということだけをぜひ約束、私のほうから要請をしてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、鵜瀬議員が聞かれたことにちょっと重なりますが、地域にきちっとこの廃止の説明がなされていないということ、地域の人に聞いて感じました。十分地域の方が納得されていないということの中のこの廃止ということで、とりわけ一番影響を受けるのは子供たち、それから子育て中のお母さんたちも、あそこに広い芝生の広場があって、よくみえるそうなんです、そういう方々に廃止になると影響が出ると思うんですが、とりわけ児童館は、学校が終わった後、児童館へ来て、子供たち同士がいろんな遊びをするというようなこと。それから、とりわけ長期の夏休みとか、休み中も含めて、休み中にやっぱり朝から一日地域で過ごすわけですけども、やっぱり児童館があって、そこにみんなが集まって、そこで勉強する、遊ぶ、そういう場として貴重な場としてですね。

言われましたように、昭和40年から57年間あったというふうで、私の小さいときからこの児童館はあるんですよというふうに言われる方がありましたが、そのように大事なところで、先ほど言われたようにいろんな老朽化は分かるんですけども、廃止じゃなくて別の場所に児童館をどうにか工夫して、子供たちのために造るという発想はありませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

児童館を廃止ではなくて、別の施設で対応はできないかというような御提案で——、御提案と受け止めさせていただきますけれども、まず、本児童館につきましては、もう議員もお分りのとおり老朽化著しいということで、今回、閉所、廃館いたすところでございますけれども、現在までの利用の状況についてちょっと御説明させていただいたと思いますが、令和元年度1年間で733名、令和2年度1年間で522名、令和3年度は1年間で457名、これ延べ人数でございますけれども、1日当たりにしますと2名前後の児童が利用しているところでございました。当初は大勢の方が利用してあったかと思っておりますけれども、ここ数年はもうこういう状況になって、あまり利用されていないような状況でございました。こういう状況もあって、個別施設計画の中で検討もしております、ただ、利用者があるので、現施設が利用できる間は維持をしていこうということで、個別施設計画には載せていたところでございます。

こういう利用者が、今後どう対応、利用者がどこで今までのような利用をすればいいのかということを考えた場合に、現在は放課後児童クラブとか学童保育とか、いろいろな別のサービスもございますので、そういう場所を利用してある方もございます。今後は、そういうサービスを

利用検討いただくか、また、地域でそういう場をまちづくり協議会とかで話し合っていて、つくっていただくようなことになろうかと思っております。そういう場合は、市としてもまた協力をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） とりわけ長期の夏休みとか、そういうところでの子供が安心して過ごせる場所として、親としてもやっぱり必要だというふうに感じられていると思うんですね。

確かに少子化の中で利用人数はということですが、地域で、先ほどの保育所と一緒にすけども、やっぱり地域でそういう場所があるかないかで、子育て環境として豊かなものにできるというふうに思いますし、今後、若いお母さんたちが、どんどん就労される方が増えるわけですから、家庭で面倒見れないということを含めたら、保育所と児童館という連携した、その地域に施設があるということは大事だと思うんですが、そういう観点はないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 先ほども申しましたように、放課後児童クラブとか学校を利用したそういう場の提供とかいうことを、今後要望が上がってくれば検討してまいりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 鉄秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市児童館条例の廃止についての議案に対して、反対の討論をいたします。

八幡児童館は、長年にわたる地域の宝であると思います。老朽化に伴う様々な問題点はありますが、今後、地域が子育ての中で位置づけるときに、この児童館の存在は大きいと考えます。保育所とともにこの児童館があつて、子供たちが安心して生活できる、親が安心して働き続けられる環境となっていくと考えます。

子育て第一、この姿勢に立って、市がきっちりと児童館、保育所等の子育て環境をしっかりと整

えていく、確かに施設の老朽化はきます。それに対するきっちりとした位置づけで地域の宝を守っていき、その立場で児童館を、存続を求めて意見といたします。

〔議員（4番 山口 鉄秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第3号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議案第3号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第3号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第13号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億9,887万5,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加、変更は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、令和3年度国の補正予算に係る事業の追加及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の追加の補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表、繰越明許費補正の1、追加で、2款1項特定有人国境離島地域社会維持推

進交付金事業の長崎県しま旅滞在促進事業5,239万6,000円と、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業3,400万円は、事業期間が令和4年度にかけて実施されるものでございますので、繰越明許費の追加として計上いたしております。

5ページをご覧ください。

2、変更の7款2項道路橋梁費の道路改良費補助は、国の補正予算による事業費の追加に伴い、繰越事業費1億2,100万円を6億2,400万円に5億300万円増額するものでございます。

なお、繰越事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和3年度1月補正予算案概要の4ページから5ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

6ページ、第3表、地方債補正、1、変更で、今回の補正に係る道路改良事業の事業費の追加及び調整により、過疎対策事業債は限度額を5億3,370万円から370万円増額し5億3,740万円に、土木債は限度額2,730万円から補正予算債1億5,280万円を追加し限度額を1億8,010万円としております。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

15款1項3目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種間隔が前倒しされることに伴い、接種費用の国庫負担金の増額分910万8,000円を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業として、長崎県が実施主体として行うしま旅滞在促進事業負担金に、国の補正予算にて新たに令和3年度分として交付される交付金を充当するもので、5,239万6,000円を計上しております。

同じく2目民生費国庫補助金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業補助金は、本事業に係る費用を全額国庫補助で行うもので、4億8,525万8,000円を計上しております。

同じく5目土木費国庫補助金は、国の補正予算に伴い追加で実施する道路改良事業に係る国庫補助金で、社会資本整備総合交付金と道路メンテナンス事業費補助金合わせて3億4,650万円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。今回の補正予算の事業内容につきましては、別紙資料2、令和3年度1月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、長崎県しま旅滞在促

進事業として、長崎県が行う滞在型観光割引事業の県内市町の負担金5,239万6,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、令和3年12月10日の基準日において壱岐市に住民票を置く住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する事業で、給付費、事務費合わせて4億8,525万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

3ページ、4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン3回目接種の接種間隔が前倒しされ、当初、令和4年4月接種予定者の分を3月中に実施することとなるため、1か月分の接種費用910万8,000円を追加しております。

7款2項3目道路橋りょう新設改良費、道路改良費補助は、国の補正予算に伴う補助金の追加内示により、資料に記載の11路線について事業費を追加計上するもので、5億300万円を計上しております。

以上で、議案第3号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 1点だけお尋ねをいたします。今回、国の追加補正で予算化されたものを利用したということで、理解をいたしました。この中に、今、繰越明許費の中に単独工事は含まれておりませんか。補助事業のみを繰り越すということで理解してよろしいですか。起債及び補助事業ですね。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

今回、繰越明許費として計上しております分につきましては、今回、国の補正予算に係る事業費の追加分のみとしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員、いいですか。

ほか、ありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 3つの事業について質問をさせていただきます。

ワクチン接種の予算が組まれておりますが、予算だけで説明がありましたが、今までのワクチン接種の取組、第3回目の医療関係とか介護従事者等に接種が行われていますが、壱岐はどこまで進んだのかとか、それから今後、高齢者、市民の皆さんもいつから接種が始まるんだというよ

うな、そういう市民向けの計画が示していただけにないんですが、ぜひお聞きしたいというふうに思いますが、それがワクチン接種についてです。

議長、それぞれでいいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 今、説明がありましたけど、もう全部いいです。

○議員（4番 山口 欽秀君） 全部聞いてからですか。

○議長（豊坂 敏文君） 3点あれば。

○議員（4番 山口 欽秀君） それから、滞在型の観光割引事業ですが、これ、国の補正予算で降りたものだというふうに説明されましたが、地方創生臨時交付金のところで、単独事業分として壱岐に降りてきた分として理解していいんでしょうか。地方創生臨時交付金の単独事業分としてというふうで降りてきている予算があると思うんですが、そういうものでしょうか。

それで実施される滞在観光割引事業ですが、国のほうも、今、コロナの感染拡大が広がる中で、こういうトラベル事業をやるかどうかというのを迷っているというふうな新聞報道があるんですが、その辺りの見通し等、実施すると。この事業は3月から実施されるということで行くと、本当にやられるのか、その辺りの見通しがどうなっているかということをお聞かせください。

それからもう一つ、住民税非課税の世帯に対する臨時特別給付金ですが、非課税世帯に対する給付というのは比較的スムーズにいくと思うんですが、家計急変世帯についての給付について、どのような取組がされるのか。とりわけ家計急変世帯に対して、やっぱりこういう給付があるよということを市民に周知徹底して、それから、結構申請手続も市民にとっては大変かなということで、その辺りのバックアップ等が、体制はどのような形で進むのか、今後のスケジュールをお聞かせください。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の3回目のワクチン接種のスケジュールについての御質問にお答えをいたします。

まず、昨年末から医療従事者の接種が開始をされております。本年、正月明けまして、昨日から医療従事者の残りの方々の接種が再開をされておるところでございます。また、高齢者施設等の入所者の接種につきましては、1月18日以降を予定をいたしております。その後、1月24日からは、歯科医院及び薬局、消防等の自治体職員に接種を開始する予定でございます。一般高齢者の接種につきましては、2月7日以降を予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の滞在型観光促進事業の件でございますが、まず、単

独事業分としているのかというような御質問でございます。

今回のこの事業につきましては、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の早期回復に向けて、長崎県そして県内の国境離島6の市町でございますが、連携を図って、今回、新たに補正がなされました国の補正、有人国境離島交付金の滞在型観光関連事業の補正予算を活用をしようというものでございまして、これにつきましては、国費ベースで5億円が措置されております。

負担割合が、国が55%、そして県の負担金割合が22.5%の77.5%でございまして、残りの22.5%が市の負担ということになります。この22.5%の市の負担分につきましては、同じく令和3年の国の補正予算で措置されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分をされるということで、その財源を活用して市の負担をゼロにするということ、今回、補正をお願いをいたしておるところでございます。

また、この事業につきましては、3月から12月までということになっておりますけれども、やはり今後このコロナ禍の中で、コロナが収束に向けてどういうふうになってまいりますかわかりませんが、やはりそこは事前にこういった滞在型観光事業等々の事業を先に打ち出して、すぐ対応ができるというようなことから、今回、補正予算をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

市民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の家計急変世帯に係る分についての特に御心配の件でございます。家計急変世帯への給付金につきましては、この趣旨が、これまでは一定の収入があり、市町村民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税非課税相当とみなされる場合にその世帯を支援し、生活、暮らしを支援する観点から支給を行うものということで、課税世帯、課税者であったものが新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少し、非課税水準となった場合は対象とならないということも示されております。

ですから、一応1月中旬頃から周知、それから申請書等を準備いたしまして、9月30日まで受け付けるわけでございますけれども、その中で家計が急変したという自主申告で、急変した理由書を添付していただいて、コロナによる影響のものか等を判断しなければなりません。大変難しい作業が伴うものと思っております。

今後、国のほうから様々な資料の提供があると考えておりますので、そういうものを研究しながら市民の皆様にも利益の損失が及ばないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ワクチンの問題ですが、今後、スケジュールを聞きましたので、これは市民の皆さんに何らかの形で周知して、心配をなくすようにしていただきたいというのと、それから、この間、接種を行ってきて、やはり申し込んだけども、なかなか申し込めないと、電話が通じないとか、そういう声が多く聞かれましたが、その声にきちっと対応できる体制を取ろうという構えが、もう準備されているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

1、2回目接種までは、お電話によるコールセンターへの予約のみでございました。3回目接種からは、コールセンターへの予約に加え、ウェブでも予約をすることができるようになっておりますので、ぜひ、そちらのほうも利用をしていただければと思っております。

また、市民の皆様への周知につきましては、2月の7日から一般高齢者の接種が始まりますので、その前に周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 滞在型観光割引についてお答えいただきましたが、とりわけこの滞在型割引事業については、体験クーポンがあるんですが、この中に、1,000円の。壱岐の体験はあまりないという状態で、それから、以前は、コロナ前はやっていた体験のいろいろ工芸なんかの業者の方が、もうコロナで壱岐にみえないというような実態もあるので、体験クーポンがどのくらい有効なのかなということをちょっと心配をしていましたので、実際の開始についての時期も不安定ですけども、そういう受入体制も不安じゃないかなというふうに思いました。

先ほど、地方単独事業分という国の予算は、別途何か今後予算として出されるのかなということで、ちょっといいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私が御説明をさせていただきました分についてでございますが、少し繰り返しますが、この有人国境離島の滞在型観光事業と申しますのは、その事業に対しまして国が55%負担、そして県が22.5%の負担、そして残りの22.5%が市の負担ということで、その金額については、今回補正予算で計上しております5,000万円の数字でございます。その分については市の単独事業でございます。その22.5%の分については、その市の単独の分の市の負担22.5%の分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するというところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。（「最後、非課税のところだけ」と呼ぶ者あり）
もう3回終わりましたからね。（「項目が上がって、3つ目のところだけ、最後」と呼ぶ者あり）最後ですよ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 家計急変世帯については、やっぱり周知して、実際、申告をしてもらうための懇切丁寧な情報と、それから対応が必要だと思うんです。知らなかったからとか、そういうふうにならないように、実際生活困窮者の方の状況に対して、やっぱり寄り添う形で行政が相談に乗っていただくということを強めていただかないと、なかなか困った人が実際申請できないということではいかんと思いますので、ぜひ、支援をしっかりと体制を取ってやっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定より委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、令和4年壱岐市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 土谷 勇二

署名議員 森 俊介